

○国立大学法人宮崎大学個人情報保護規則

平成17年 3月30日
制 定

改正 平成18年 3月23日 平成19年 3月22日
平成19年10月25日 平成20年 3月25日
平成22年 9月22日 平成23年 9月22日
平成24年 3月29日 平成27年 3月30日
平成27年10月22日 平成29年 3月31日
平成29年 5月25日 令和元年 8月 8日
令和元年12月26日 令和 3年 3月25日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本法人における個人情報の取扱いの基本（第3条―第11条）
- 第3章 個人情報ファイル（第12条―第13条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止（第14条―第16条）
- 第5章 特定個人情報に関する特例（第17条―第22条）
- 第6章 独立行政法人等非識別加工情報の提供（第23条―第38条）
- 第7章 雑則（第39条―第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）に基づき、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）の保有する個人情報の保護に関する基本的事項及び独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、本法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 2 本法人の保有する個人情報の取扱いについては、独立行政法人等個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この規則において、「部局等」とは、学部、工学教育研究部、附属図書館、学内共同教育研究施設、医学部附属病院、安全衛生保健センター、情報基盤センター並びに事務局各課及び監査室をいう。
- 2 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 4 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 5 この規則において「保有個人情報」とは、本法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本法人の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 6 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 7 この規則において個人情報について「本人」とは、第5章を除き、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 この規則において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第32条第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 9 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。
- (1) 第13条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- (2) 当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。
- ア 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- イ 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- (3) 本法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第32条第1項の基準に

従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

11 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国の機関
- (2) 独立行政法人等
- (3) 地方公共団体
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第2章 本法人における個人情報の取扱いの基本

（個人情報の保有の制限等）

第3条 本法人は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 本法人は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第4条 本法人は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得）

第5条 本法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第6条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第2項において同じ。）及び情報削除（第23条第3項に規定する削除情報をいう。次条第2項及び第13条第2項第5号において同じ。）に該当するものを除く。次条第1項、第10条及び第14条第1項において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第7条 本法人は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本法人から個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。第9条及び第41条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（部局等個人情報管理簿の整備）

第8条 各部局等は、第12条に規定する事前通知に係る個人情報ファイルの他、個人の権利利益を保護するために必要と認める個人情報について、保有、安全性確保の措置及び利用・提供等の主要事項を記録した部局等個人情報管理簿を作成するものとする。

2 前項に規定する部局等個人情報管理簿は、各部局等で1つの帳簿とし、国立大学法人宮崎大学保有個人情報管理規程（以下「管理規程」という。）第5条で定める者が記録の事務及びその管理を行うものとする。

（従事者の義務）

第9条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 第7条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（利用及び提供の制限）

第10条 本法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 本法人が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する独立行政法人等個人情報保護法以外の他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 本法人は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本法人の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第11条 本法人は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの事前通知）

第12条 各部局等において個人情報ファイルを保有しようとするときは、管理規程第4条で定める当該部局等の保護管理者は、あらかじめ管理規程第3条で定める総括保護管理者に対し、次条第1項に掲げる事項等を通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第13条 本法人は、政令で定めるところにより、本法人が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 本法人の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を本法人以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 個人情報の開示、訂正及び利用の停止等の請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 個人情報の訂正及び利用停止等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、その旨
 - (10) その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（本法人が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - (5) 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
 - (6) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (8) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (9) 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル
 - (10) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、本法人は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求)

- 第14条 何人も、別に定めるところにより、本法人に対し、本法人の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(訂正請求)

- 第15条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと思料するときは、別に定めるところにより、本法人に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して独立行政法人等個人情報保護法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。
- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 独立行政法人等個人情報保護法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、独立行政法人等個人情報保護法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(利用停止請求)

- 第16条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（前条第1項各号に該当するものに限る。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、別に定めるところにより、本法人に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して独立行政法人等個人情報保護法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
 - 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第5章 特定個人情報に関する特例

（定義）

第17条 この章において「本人」とは、番号法第2条第6項に規定する本人をいう。

2 この章において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（利用の制限）

第18条 本法人は、第10条第2項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（提供の制限）

第19条 本法人は、第10条第2項の規定にかかわらず番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（代理人による開示請求）

第20条 特定個人情報については、第14条第2項の規定にかかわらず、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって同条第1項の規定による開示請求をすることができる。

（代理人による訂正請求）

第21条 特定個人情報については、第15条第2項の規定にかかわらず、代理人は、本人に代わって同条第1項の規定による訂正請求をすることができる。

（利用停止請求）

第22条 特定個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると思料するときにおいて、別に定めるところにより、本法人に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、第18条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 特定個人情報については、第16条第2項の規定にかかわらず、代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。

第6章 独立行政法人等非識別加工情報の提供

（独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等）

第23条 本法人は、この章の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

- 2 本法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはなら

ない。

- 3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第24条 本法人は、保有している個人情報ファイルが第2条第9項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第13条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第24条各号に掲げる事項」とする。

- (1) 第26条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第26条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが第2条第9項第2号（イに係る部分に限る。）に該当するとき、第30条第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

（提案の募集）

第25条 本法人は、毎年度1回、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、定期的に、保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第26条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本法人に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（以下「提案書（様式第1号）」という。）を本法人に提出しなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる第32条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報に関して希望する提供の方法

- 3 前項の提案書（様式第1号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（様式第2号）
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- (3) 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、番号法第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（平成26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (4) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (5) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため本法人が適当と認める書類
 - (6) 前各号に掲げる書類のほか、本法人が必要と認める書類
- 4 代理人によって第2項の提案をする場合に提案書（様式第1号）に添える書類は、当該代理人の権限を証する委任状（様式第3号）のほか、前項の規定を準用する。この場合において、前項第3号から第5号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 5 本法人は、前3項の規定により提出された書類等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書類等の訂正を求めることができる。

（欠格事由）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は独立行政法人等個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第36条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第28条 本法人は、第26条第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第26条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 第26条第2項第3号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - (3) 第26条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第32条第1項の基準に適合するものであること。
 - (4) 第26条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - (5) 第26条第2項第6号の期間が、第26条第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
 - (6) 第26条第2項第5号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本法人が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本法人の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 本法人は、前項の規定により審査した結果、第26条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書（様式第4号）を交付するものとする。
- (1) 第31条の規定により本法人との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

- (2) 次の手数料に関すること。
 - ア 納付すべき手数料の額
 - イ 手数料の納付方法
 - ウ 手数料の納付期限
 - (3) 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
- 3 前項の審査結果通知書（様式第4号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第31条の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（様式第5号）
 - (2) 前号の契約の締結に関する書類
- 4 本法人は、第1項の規定により審査した結果、第26条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（様式第6号）により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する審査委員会）

- 第29条 本法人は、第26条第1項の提案があったときは、第28条第1項に規定する審査を行うための独立行政法人等非識別加工情報提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 2 審査委員会の委員は、学長が指名するものとする。
 - 3 審査委員会は、前条第1項各号について審査し、その結果を学長に報告するものとする。
 - 4 審査委員会の設置期間は、当該審査委員会の目的が達成されるまでとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第30条 個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第26条第1項の提案については、次の各号において、当該各号に定める措置をとるものとする。
- (1) 当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者以外の者（以下、この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、第28条第2項の通知をするにあたり、当該情報に係る第三者に対し、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会（様式第10-1号）により、意見書を提出する機会を与えることができる。
 - (2) 本法人は、次のいずれかに該当するときは、第28条第2項の通知に先立ち、当該第三者に対し、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会（様式第10-2号）により、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - ア 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を加工せずに提供しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - イ 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を独立行政法人等情報公開法第7条の規定により加工せずに提供しようとするとき。
- 2 前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、第26条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書（様式第11号）を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

- 第31条 第28条第2項の規定による通知を受けた者は、第28条第3項の書類を提出することにより、本法人等との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（独立行政法人等非識別加工情報の作成等）

- 第32条 本法人は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別するこ

とができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、次の各号に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
 - (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 2 前項の規定は、本法人から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第33条 本法人は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第24条の規定により読み替えられた第13条第1項の規定の適用については、同項中「及び第24条各号」とあるのは、「並びに第24条各号及び第33条各号」とする。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報の概要として、独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第34条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本法人に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第31条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第26条第2項及び第3項、第27条、第28条並びに第31条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第26条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第32条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第28条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第4項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。この場合において、第26条第2項、第3項及び第4項中「提案書（様式第1号）」とあるのは「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（様式第7号）」と、第28条第2項及び第3項中「審査結果通知書（様式第4号）」とあるのは「審査結果通知書（様式第8号）」と、第28条第4項中「審査結果通知書（様式第6号）」とあるのは「審査結果通知書（様式第9号）」と読み替えるものとする。

(手数料)

第35条 第31条(前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、行政機関個人情報保護法第44条の13の手数料の額を参酌して、本法人が別に定める。
- 3 本法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第36条 本法人は、第31条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第27条各号(第34条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第37条 本法人は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第32条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして次の各号のとおり、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規則等を整備し、当該規則等に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- 2 前項の規定は、本法人から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第38条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第7章 雑則

(保有個人情報の保有に関する特例)

第39条 保有個人情報(独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第14条、第15条及び第16条の規定の適用については、本法人に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第40条 本法人は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、本法人が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱いに関する苦情処理)

第41条 本法人は、本法人における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(第26条第1項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第42条 本法人は、第26条第1項又は第34条第1項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第43条 本法人は、本法人における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(雑則)

第44条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月8日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

様式第1号（第26条第2項関係）

独立行政法人等非識別加工情報その用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報その用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足る事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人宮崎大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、国立大学法人宮崎大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 2 号（第 26 条第 3 項関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名を記載すること。）

第 44 条の 5 第 3 項

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第 44 条の 12 第 2 項において
準用する第 44 条の 5 第 3 項
の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第 44 条の 6 各号に該当しないことを
誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

委任状

受任者 郵便番号
 （ふりがな）
 住所又は居所
 （ふりがな）
 氏 名

 連絡先

上記の者を代理人とし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項・第44条の12第1項前段・第44条の12第1項後段、第44条の9及び第44条の13の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
 （ふりがな）
 氏 名
 （ふりがな）
 住所又は居所

 連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4号（第28条第2項関係）

宮大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者）様

国立大学法人宮崎大学 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人宮崎大学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 5 号（第 28 条第 3 項関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
第 44 条の 9

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第 44 条の 12 第 2 項で準用する
第 44 条の 9

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則別記様式第三（第 8 条第 1 項関係）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6 号（第28条第 4 項関係）

宮大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人宮崎大学 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第7号（第34条第2項関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する 第44条の12 第1項前段 の規定

により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 CD-R DVD-R

(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

宮大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者）様

国立大学法人宮崎大学 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人宮崎大学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9号（第34条第2項関係）

宮大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者）様

国立大学法人宮崎大学 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

殿

国立大学法人宮崎大学 印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目
4. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
5. 意見書の提出先 宮崎大学〇〇部〇〇課〇〇係
6. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

殿

国立大学法人宮崎大学 印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第2項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(区分)
(理由)
4. 上記個人情報ファイルの記録項目
5. 作成を予定している行政機関非識別加工情報の概要
6. 意見書の提出先 宮崎大学〇〇部〇〇課〇〇係
7. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書

国立大学法人宮崎大学 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1. 照会のあった個人情報ファイルの名称

2. 意見

（1）自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無

（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

（2）その他

記載要領

1. 上記2.（2）の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。